

議案第30号 松田町公園条例の一部を改正する条例
産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

観光経済課長及び担当職員出席のもと、過去の収支状況や今後の収支計画、上限料金設定の根拠などを詳細に審査しました。

審査の結果、来客者の立場や来客数を確保することを考慮し、一気に3倍(1,500円)の上限設定ではなく、2倍(1,000円)を上限設定とし、今後、指定管理者の企業努力を求められたい。

よって、原案の一部を修正すべきと結論に達しました。

議案第41号 松田町住宅整備事業の事業契約の締結について
松田町住宅整備事業契約審査特別委員会報告書(抜粋)

町長、副町長、教育長、参事、担当課長及び関係職員出席のもと、松田町住宅整備事業の事業契約の内容の審査をしました。

この住宅整備事業契約は、PFI方式のメリットを活かし、約11億円の施設が30年間で約5,100万円(年約170万円)の投資により町の財産になります。これは、従来の方式に比べ画期的な方式です。何もしないリスクは人口減少となり、消滅可能性都市にならないよう一歩踏み出したこの事業は、町の活性化に寄与します。

小学校建替事業を優先すべきとの意見もありましたが、子育て支援住宅の建設により児童の増加が見込まれ、この2事業を並行して進める意義があります。

また、この事業により、町営住宅の借地返還を促進することができることと共に土地の有効活用が図られ、年約170万円の負担で低所得者住宅の福祉施策も推進できます。

入居率90%でのシミュレーションが提示されたが、100%を目指すよう努力されたい。

第1回、第2回臨時会

第1回臨時会は10月5日(木)、第2回臨時会は10月18日(水)に開催され、概要は次のとおりです。

議案第31号 松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

観光経済課長及び担当職員出席のもと、利用状況や過去の収支状況、類似施設との比較、今後の収支計画及び現地調査を実施し詳細に審査しました。

審査の結果、今後の維持管理を含め施設を運営するにあたり、自立できる経営とするため、料金改定は必要なものと判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 料金改定に際し、老朽化した施設の改修や修繕の実施を検討すること。
- (2) 条例の宿泊料金は、利用者数により計算して求めるものであるため、わかりやすい表にして周知し、早急に1人当りの料金設定にするよう検討すること。
- (3) 夏場の団体客は多いが、四季を通じて宿泊してもらうためには、個人客を対象にした施策を検討すること。
- (4) 宿泊料金は上限設定のため、料金改定の際は施設の整備状況を判断して慎重に対応すること。
- (5) 寄ヒーリングヴィレッジ事業の各拠点施設との連携及びホームページやパンフレット等を充実させるなど広報活動を積極的に行い、施設利用者の拡大を図ること。
- (6) 指定管理を行う際は、業務内容や収支計画について十分精査し、自立できる施設となるよう指導し、指定管理委託料を削減されたい。

議案審議結果一覧

第1回臨時会(10月5日)

○…賛成 ●…反対 可…可決 否…否決

議案等番号	議案等	議員名(議席順)	審議結果	平野	田代	井上	南雲	飯田	利根	小澤	石内	齋藤	鈴木	大館
				由里子	実	栄一	まさ子	一	川茂	啓司	浩	永	眞徳	秀孝
承認 3	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度松田町一般会計補正予算(第4号))		可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案30	松田町公園条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)	1回目	可	●	●	●	○	○	●	○	○	○	●	○
		2回目	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	平成29年度松田町一般会計補正予算(第5号)		可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第2回臨時会(10月18日)

議案31	松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)		可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	物品購入契約の締結について(松田町民文化センター複合拠点整備事業舞台用備品購入(緑越明許))		可	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○
41	松田町住宅整備事業の事業契約の締結について(住宅整備事業契約審査特別委員会報告)		可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
42	平成29年度松田町一般会計補正予算(第6号)		可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 中野博議長は、採決に加わらない。

※ 第1回臨時会の議案第30号は、修正案審議のため採決を2回行った。1回目は修正案について、2回目は修正案を除く原案(町長提案)についての採決を行った。